

議案第105号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例制定について
朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月19日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に伴い、特別職の常勤職員の期末手当の支給割合を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市特別職の常勤職員の給与条例の一部を改正する条例

朝来市特別職の常勤職員の給与条例（平成17年朝来市条例第66号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の常勤職員に対して支給する。これらの基準日前<u>1か月</u>以内に退職し、法第143条又は第164条の規定に該当して失職し、又は死亡した特別職の常勤職員についても同様とする。</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6か月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6か月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5か月以上6か月未満</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>3か月以上5か月未満</u> 100分の60</p> <p>(4) <u>3か月未満</u> 100分の30</p> <p>5～7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p>	<p>(給与の額及び支給方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の常勤職員に対して支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、法第143条、<u>第164条若しくは第168条第7項</u>の規定に該当して失職し、又は死亡した特別職の常勤職員についても同様とする。</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前<u>6箇月</u>以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>6箇月</u> 100分の100</p> <p>(2) <u>5箇月以上6箇月未満</u> 100分の80</p> <p>(3) <u>3箇月以上5箇月未満</u> 100分の60</p> <p>(4) <u>3箇月未満</u> 100分の30</p> <p>5～7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～8 (略)</p>

(令和7年6月期、令和7年12月期及び令和8年6月期の期末手当の特例)

9 令和7年6月期、令和7年12月期及び令和8年6月期に支給する期末手当に関する第3条第4項の規定の適用については、「100分の232.5」とあるのは「100分の230」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
- 2 改正後の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の朝来市特別職の常勤職員の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。